

第51回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）協賛取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、第51回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同する企業、団体等（以下「企業等」という。）からの協賛の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（協賛の対象）

第2条 大会における協賛の種類は、次のとおりとする。

（1）全体協賛

総合開会式、パレード及び大会全般を対象とするもの

（2）部門協賛

開催部門を対象とするもの

（協賛の方法）

第3条 大会に対する協賛の方法は、次のとおりとする。

（1）資金協賛

企業等が、広告媒体等を使用する対価として、協賛金を提供するもの

（2）物品等協賛

企業等が、広告媒体等を使用する対価として、大会運営及び周知促進に必要な施設や設備、備品及び消耗品等（以下「物品等」という。）を無償で提供又は貸与するもの

（協賛金の使途）

第4条 協賛金は、大会の周知促進や内容の充実を図るために要する経費に充当する。

（協賛の申込）

第5条 協賛を申し込む企業等は、あらかじめ「石川県電子申請システム」による申請又は「第51回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）協賛申込書」（様式第1号）（以下「協賛申込書」という。）により、第51回全国高等学校総合文化祭石川県実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

（協賛の申込受付期限）

第6条 協賛申込書の受付期限は、原則として令和9年3月末日とする。ただし、必要に応じて期限を延長することができる。

（協賛の成立）

第7条 会長は、協賛申込書の提出があった場合であって次条の各号に該当しないと認めるときは、申込者に対し「第51回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）協賛申込受理通知書」（様式第2号）（以下「受理通知」という。）により通知するものとする。

（申込の不受理等）

第8条 会長は、申込者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を「第51回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）協賛申込不受理通知書」（様式第3号）により通知するものとする。

（1）特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、

宗教等の活動に利用するおそれのあるもの

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの

(3) 大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのあるもの

(4) その他法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められるもの

(5) その他会長が不相当と判断するもの

（協賛金の納付等）

第9条 第3条第1号の方法による申込者が受理通知を受けたときは、第51回全国高等学校総合文化祭石川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定する金融機関の口座への振込の方法により、指定された期日までに協賛金を納付する。なお、振込に係る手数料は申込者の負担とする。

2 協賛金の受領書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書をもって代えるものとする。ただし、会長は、受理通知を受けた申込者（以下「協賛者」という。）の希望により、領収書を発行することができる。

（物品等協賛の受納等）

第10条 第3条第2号の方法による申込者が受理通知を受けたときは、実行委員会が指定する方法により、期日を調整の上、物品等を提供又は貸与する。

2 複数の申込者から同一の協賛物品等の申込みがあり、かつ、必要数以上となった場合は、実行委員会において調整の上、申込者に通知する。

3 会長は、協賛者の希望により、受領書を発行することができる。

（適格請求書の交付）

第11条 実行委員会は適格請求書発行事業者として登録しており、会長は、協賛者の求めに応じて、適格請求書を交付する。

（特典の提供）

第12条 会長は、協賛者に対し、協賛の対象及び規模に応じて、別表に定める内容の特典を提供する。

2 同一の者から複数回協賛がある場合は、その合計金額に応じた特典を提供する。

（特典の提供時期）

第13条 特典の提供時期は、原則として、協賛金の納付、物品等の提供若しくは貸与等（以下「納付等」という。）を実行委員会が確認した日以後とする。ただし、実行委員会が納付等を指定する時期が令和9年4月以降となる場合は、納付等の確約日より特典を提供する。

（特典の有効期間）

第14条 第12条の規定により企業等へ提供する特典の有効期間は、実行委員会が解散する日までの期間とする。

（特典の譲渡の禁止）

第15条 企業等は、提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはならない。

（特典提供の取消）

第 16 条 会長は、実行委員会が協賛金又は物品等を受領後に、協賛者が第 8 条各号又は次のいずれかに該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、特典の提供を取り消しすることができる。

- (1) 協賛者の協賛内容について、不正の事実を発見したとき
- (2) 協賛者の故意又は重大な過失により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき
- (3) その他会長が、特典の提供を停止する必要があると認めたとき

2 前項の規定により特典の提供を取り消した場合、実行委員会は、協賛者から納付された協賛金や物品等の返還は行わないものとする。

(賠償責任)

第 17 条 協賛者が、次のいずれかに該当したときは、その損害を受けた者に対し、当該協賛者は損害を賠償しなければならない。

- (1) 協賛の実施に当たり、自らの責めに帰すべき理由により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条の規定による特典提供の取り消しを受けたことにより、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。

(免責)

第 18 条 協賛者が、第 16 条第 1 項及び前条の規定に該当する場合において、実行委員会は一切その責めを負わない。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、協賛の実施に関し必要な事項は、第 5 1 回全国高等学校総合文化祭石川県実行委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

(別表) 協賛特典の内容

全体協賛

区分		SS	S	A	B	C	D	E
全体協賛の金額		100万円以上	50万円以上 100万円未満	30万円以上 50万円未満	20万円以上30 万円未満	10万円以上20 万円未満	5万円以上 10万円未満	2万円以上 5万円未満
内容								
1	大会協賛の呼称、大会指定ロゴ・大会マスコットキャラクター等を使用する権利	○	○	○	○	○	○	○
2	総合プログラム、大会記録集に協賛者名を掲載	○	○	○	○	○	○	○
3	大会ホームページに協賛者名又はバナー掲載 ※3	バナー	バナー	バナー	バナー	バナー	協賛者名	協賛者名
4	総合プログラムに協賛者広告掲載 ※1,3	1ページ	1ページ	1ページ	1/2ページ	1/4ページ	1/8ページ	×
5	公式ガイドブックに協賛者広告掲載 ※3	1ページ	1ページ	1/2ページ	1/2ページ	1/4ページ	協賛者名	×
6	総合開会式来賓席招待	○	○	○	○	×	×	×
7	総合開会式会場でPRコーナーを提供 ※2,3	○	○	×	×	×	×	×
8	大会資料を入れて参加者に配布する手提げ袋等に協賛者名を掲載 ※3	○	○	×	×	×	×	×
9	大会のばりに協賛者名を掲載 ※3	○	×	×	×	×	×	×

※1 総合プログラムの広告掲載は申込順とし、上限に達し次第終了となります。

※2 S区分のPRコーナー希望者が多い場合は抽選となります。

※3 3 (バナー)、4、5、7、8、9は法人、団体、個人事業主が対象となります。

部門協賛

区分		-	-	A	B	C	D	E
部門協賛の金額		-	-	10万円以上	5万円以上 10万円未満	2万円以上 5万円未満	1万円以上 2万円未満	5千円以上 1万円未満
内容								
1	大会協賛の呼称、大会指定ロゴ・大会マスコットキャラクター等を使用する権利	-	-	○	○	○	○	○
2	総合プログラム、大会記録集に協賛者名を掲載	-	-	○	○	○	○	○
3	大会ホームページに協賛者名又はバナー掲載 ※4	-	-	バナー	協賛者名	協賛者名	協賛者名	協賛者名
4	部門プログラムに協賛者広告掲載 ※4	-	-	1ページ	1/2ページ	1/4ページ	1/8ページ	×

※4 3 (バナー)、4は法人、団体、個人事業主が対象となります。

(注意事項)

- 物品等協賛については、金額に換算してこの表を適用します。
- 協賛者掲載は、協賛金額の多い順とし、同額の場合は申込順とします。
- 印刷物の発行予定部数は以下のとおりです。
 - ・総合プログラム (A4 単色) 約 3,000 部
 - ・公式ガイドブック (A5 フルカラー) 約 3,000 部
 - ・部門プログラム (A4 単色 (一部カラー)) 約 500~5,000 部 (作成部数は部門毎に設定)

様式第1号

第51回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）

協賛申込書

令和 年 月 日

第51回全国高等学校総合文化祭
石川県実行委員会会長様

所在地

名称

代表者

担当部署

担当者名

電話番号

メールアドレス

第51回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛を申し込みます。

1 協賛の対象（該当項目の□に✓を入れ、部門協賛の場合は部門名も記載してください。）

全体協賛 部門協賛（ ）部門

2 協賛の方法

資金協賛 物品等協賛

3 協賛の内容（※金額換算相当額については、価格表や市場価格等の参考資料を添付してください）

金額(金額換算相当額)		金	円
納入予定時期		令和	年 月 日
物品等 協賛の 場合	品名		
	数量		
	仕様等		
	提供方法	<input type="checkbox"/> 提供	・ <input type="checkbox"/> 貸与

4 協賛の区分

SS協賛 S協賛 A協賛 B協賛 C協賛 D協賛 E協賛

【共通】協賛者名の公表 希望する 希望しない

領収書・受領書の発行 希望する 希望しない

【SS協賛・S協賛】（左記協賛区分該当者のみ）

・総合開会式会場PRコーナー設置 希望する 希望しない

・参加者用手提げ袋協賛者名掲載 希望する 希望しない

【SS協賛】（左記協賛区分該当者のみ）

・のぼり協賛者名掲載 希望する 希望しない

【SS協賛～A協賛、全体協賛B～C協賛】（左記協賛区分該当者のみ）

・バナー広告の掲載 希望する 希望しない

5 適格請求書の発行（任意選択） 希望する 希望しない

※複数部門の協賛を希望される場合は、部門ごとに本書を作成してください。

石総文第 号
令和 年 月 日

様

第 5 1 回全国高等学校総合文化祭
石川県実行委員会 会長

第 5 1 回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）協賛申込受理通知書

このたびは、第 5 1 回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）への協賛申込みをいただき、ありがとうございました。

令和 年 月 日付けで申込みのあった下記協賛について、第 5 1 回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）協賛取扱要領第 7 条の規定に基づき、受理しましたのでお知らせいたします。

つきましては、下記のとおり期限までに納付（又は納品）いただきますようお願いいたします。

記

- 1 受理年月日
令和 年 月 日
- 2 協賛の対象
全体協賛 部門協賛（ 部門）
- 3 協賛の方法
資金協賛 物品等協賛
- 4 協賛の内容

金額(金額換算相当額)		金 円
納入(納品)期限		令和 年 月 日
物品等 協賛の 場合	品 名	
	数 量	
	仕 様 等	
	提供方法	

- 5 協賛金の振込先
北國銀行 県庁支店 普通預金 0032440

だい 51 かいぜんこくこうとうがっこうそうごうぶんかさいいしかわけんじっこういんかい かいちょう しおだけんし
第 51 回全国高等学校総合文化祭石川県実行委員会 会長 塩田憲司

様式第3号

石総文第 号
令和 年 月 日

様

第51回全国高等学校総合文化祭
石川県実行委員会会長

第51回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）協賛申込不受理通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあった協賛については、下記の理由により受理しないことと決定したので、第51回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）協賛取扱要領第8条の規定に基づき通知します。

記

1 不受理の理由